

児童福祉法に基づく指定障害児通所支援事業者の指定の申請者に関する事項並びに指定通所支援の事業等の人員、設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例をここに公布する。

平成二十七年三月十六日

広島県知事 湯崎英彦

## 広島県条例第十四号

### 児童福祉法に基づく指定障害児通所支援事業者の指定の申請者に関する事項

### 並びに指定通所支援の事業等の人員、設備及び運営に関する基準を定める条例

#### 例の一部を改正する条例

児童福祉法に基づく指定障害児通所支援事業者の指定の申請者に関する事項並びに指定通所支援の事業等の人員、設備及び運営に関する基準を定める条例（平成二十四年広島県条例第六十一号）の一部を次のように改正する。

第五十三条の二を次のように改める。

（指定小規模多機能型居宅介護事業所等に関する特例）

第五十三条の二 次に掲げる要件を満たした指定小規模多機能型居宅介護事業者（介護保険法（平成九年法律第二百二十三号）第四十二条の一第一項に規定する指定地域密着型サービスに該当する同法第八条第十八項に規定する小規模多機能型居宅介護（以下「指定小規模多機能型居宅介護」という。）を行う者をいう。以下同じ。）又は指定看護小規模多機能型居宅介護事業者（同法第四十二条の二第一項に規定する指定地域密着型サービスに該当する同法第八条第二十二項に規定する複合型サービスであつて、訪問看護及び小規模多機能型居宅介護の組合せにより提供されるサービス（以下「指定看護小規模多機能型居宅介護」という。）を行う者をいう。以下同じ。）が、地域において児童発達支援が提供されていないこと等により、児童発達支援を受けることが困難な障害児に対して、指定小規模多機能型居宅介護又は指定看護小規模多機能型居宅介護のうち通いサービス（指定小規模多機能型居宅介護を利用するためには指定小規模多機能型居宅介護事業所（指定小規模多機能型居宅介護の事業を行う事業所をいう。以下同じ。）又は指定看護小規模多機能型居宅介護事業所（指定看護小規模多機能型居宅介護の事業を行う事業所をいう。）（以下「指定小規模多機能型居宅介護事業所等」という。）に登録を受けた者（以下「登録者」という。）を通わせて行う小規模多機能型居宅介護をいう。以下同じ。）を提供する場合は、当該通いサービスを基準該当児童発達支援と、当該通いサービスを行う指定小規模多機能型居宅介護事業所等を基準該当児童発達支援事業所とみなす。この場合において、この節（第五十一条（第二十三条第二項、第三項、第五

項及び第六項の規定を準用する部分に限る。）を除く。）の規定は、当該指定小規模多機能型居宅介護事業所等については、適用しない。

- 一 当該指定小規模多機能型居宅介護事業所等の登録定員（当該指定小規模多機能型居宅介護事業所等の登録者の数と指定障害福祉サービス等基準条例第八十六条の規定により基準該当生活介護とみなされる通りサービス、この条の規定により基準該当児童発達支援とみなされる通りサービス若しくは第七十三条において準用するこの条の規定により基準該当放課後等デイサービスとみなされる通りサービス又は規則で定める要件を満たした構造改革特別区域法（平成十四年法律第二百八十九号）により自立訓練とみなされる通りサービス（以下「構造改革特別区域法により自立訓練とみなされる通りサービス」という。）を利用するため当該指定小規模多機能型居宅介護事業所等に登録をした障害者及び障害児の数の合計数の上限をいう。以下この条において同じ。）は、二十九人（サテライト型指定小規模多機能型居宅介護事業所（指定小規模多機能型居宅介護事業所であつて、指定居宅サービス事業等その他の保健医療又は福祉に関する事業について三年以上の経験を有する指定小規模多機能型居宅介護事業者又は指定看護小規模多機能型居宅介護事業者により設置される当該指定小規模多機能型居宅介護事業所以外の指定小規模多機能型居宅介護事業所等であつて当該指定小規模多機能型居宅介護事業所に対して指定小規模多機能型居宅介護の提供に係る支援を行ふ本体事業所との密接な連携の下に運営される事業所をいう。以下同じ。）にあつては、十八人）以下とすること。
- 二 当該指定小規模多機能型居宅介護事業所等の通りサービスの利用定員（当該指定小規模多機能型居宅介護事業所等の通りサービスの利用者の数と指定障害福祉サービス等基準条例第八十六条の規定により基準該当生活介護とみなされる通りサービス、この条の規定により基準該当児童発達支援とみなされる通りサービス若しくは第七十三条において準用するこの条の規定により基準該当放課後等デイサービスとみなされる通りサービス又は構造改革特別区域法により自立訓練とみなされる通りサービスを受ける障害者及び障害児の数の合計数の一日当たりの上限をいう。以下同じ。）は、登録定員を二で除して得た数から十五（登録定員が二十五人を超える指定小規模多機能型居宅介護事業所等にあつては登録定員に応じて次の表に定める利用定員、サテライト型指定小規模多機能型居宅介護事業所にあつては十二人）までの範囲内とすること。

登録定員	二十六人又は二十七人
利用定員	十六人

二十八人	十七人
二十九人	十八人

三 当該指定小規模多機能型居宅介護事業所等の居間及び食堂は、機能を十分に發揮し得る適当な広さを有すること。

四 当該指定小規模多機能型居宅介護事業所等の従業者の員数が、当該指定小規模多機能型居宅介護事業所等が提供する通いサービスの利用者の数及び指定障害福祉サービス等基準条例第八十六条の規定により基準該当生活介護とみなされる通いサービス、この条の規定により基準該当児童発達支援とみなされる通いサービス若しくは第七十三条において準用するこの条の規定により基準該当放課後等デイサービスとみなされる通いサービス又は構造改革特別区域法により自立訓練とみなされる通いサービスを受ける障害者及び障害児の数の合計数を当該指定小規模多機能型居宅介護事業所が提供する通いサービスの利用者の数とした場合において、指定小規模多機能型居宅介護に係る従業者の員数に関する基準を満たしていること。

五 この条の規定により基準該当児童発達支援とみなされる通いサービスを受ける障害児に対して適切なサービスを提供するため、障害児入所施設その他の関係施設から必要な技術的支援を受けていること。

第六十五条中第五項を第六項とし、第四項を第五項とし、同条第三項中「前項」を「第二項」に改め、同項を同条第四項とし、同項の前に次の一項を加える。

3 前二項の規定にかかわらず、主として重症心身障害児を通わせる指定放課後等デイサービス事業所に置くべき従業者及びその員数は、次のとおりとする。

- 一 嘴託医 一以上
- 二 看護師 一以上
- 三 児童指導員又は保育士 一以上
- 四 機能訓練担当職員 一以上
- 五 児童発達支援管理責任者 一以上

第六十八条に次のただし書きを加える。

ただし、主として重症心身障害児を通わせる指定放課後等デイサービス事業所にあつては、利用定員を五人以上とすることができる。

第七十条を次のように改める。

(準用)

第七十条 第十三条规定から第二十二条まで、第二十四条から第一十九条まで、第三十二条规定から

ら第四十二条まで、第四十四条から第四十七条までの規定は、指定放課後等デイサービスの事業について準用する。この場合において、第十七条中「いう。第三十五条第六号」とあるのは「いう。第七十条において準用する第三十五条第六号」と、第二十二条第二項中「次条」とあるのは「第六十九条」と、第二十七条中「児童発達支援計画」とあるのは「放課後等デイサービス計画」と読み替えるものとする。

第七十二条の次に次の一条を加える。

(利用定員)

第七十二条の二 基準該当放課後等デイサービス事業所は、その利用定員を十人以上とする。

第七十三条中「第三十四条まで、第三十六条から」、「第六十二条」及び「第六十八条」を削る。

第八十一条第一項中「から第三項まで」を「第二項及び第四項」に、「同条第三項」を「同条第四項」に改め、同条第二項中「第六十五条第四項」を「第六十五条第五項」に改める。

附 則

この条例は、平成二十七年四月一日から施行する。